

<にっしん>個人向けインターネットバンキングサービス利用規定

第1条 <にっしん>個人向けインターネットバンキング取引

1. <にっしん>個人向けインターネットバンキングサービス
<にっしん>個人向けインターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、振込、口座情報の照会、税金・各種料金の払込等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。
ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。かかる追加または変更により、万一お客様に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
2. 利用申込
(1) 本サービスの利用を申込されるお客様は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「<にっしん>個人向けインターネットバンキングサービス申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記入して当金庫に提出するものとします。
(2) 当金庫は、申込書の記入内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は契約者ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載したお客様カード（以下「お客様カード」といいます）を貸与します。
(3) 当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱いましたらうえは、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
3. 利用資格者
本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者としてします。
なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。
4. 契約の成立
本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。
5. 使用できる端末
本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限り、ます。
なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。
6. 本サービスの取扱時間
本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。
ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。
7. 代表口座
お客様は、当金庫本支店に開設しているお客様名義の普通預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます）として申込書により届け出るものとします。
8. 手数料等
(1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。
当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定、定期性総合口座取引規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出を受けることなしに、代表口座から当金庫所定の日に自動的に引き落とします。
(2) 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
(3) お客様は取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税については、前（1）と同様の方法でお支払いいただきます。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、前（1）と同様の方法により引き落とします。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段
お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。
 - (1) 契約者ID（利用者番号）
 - (2) 初回ログイン用パスワード
 - (3) ログインパスワード
 - (4) 確認用パスワード
2. 初回ログイン用パスワードの届出
初回ログイン用パスワードは、お客様自身が決定し申込書により当金庫に届け出るものとします。初回ログイン用パスワードは、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号は使用しないでください。
3. 「お客様カード」の送付
当金庫は、契約者ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載した「お客様カード」を、お客様の届出住所あてに郵送します。
4. ログインパスワードの変更
お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更します。ログインパスワードは、生年月日や電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号は使用しないでください。
なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、以下に定めるとおりとします。
 - (1) お客様が指定された初回ログイン用パスワードおよび「お客様カード」に記載された契約者ID（利用者番号）を端末からお客様自身が入力します。
 - (2) 当金庫は、お客様が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。
5. 本人確認手続き
(1) 取引の本人確認および依頼内容の確認
お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。
 - ① 番号等を端末の画面上でお客様自身が入力します。
 - ② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。
 - ア) お客様の有効な意思による申込みであること。
 - イ) 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施したうえは、番号等につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

ただし、番号等の盗取等により不正に行われた振込等の損害である場合、個人のお客様は、第14条の定めに従い補償を請求できるものとします。

6. 「お客様カード」の取扱い

- (1) 「お客様カード」は、お客様ご本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。当金庫から請求があった場合は、すみやかに「お客様カード」を返却するものとします。
- (2) お客様が「お客様カード」を紛失・盗難などで喪失した場合には、取引の安全性を確保するため、すみやかに当金庫へ電話等で連絡のうえ、お客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。
この届出に対し、当金庫は所定の手続を行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。
当金庫はこの届出に基づく所定の手続の完了前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、責任を負いません。
なお、「お客様カード」の再発行はできませんので、当金庫所定の手続を行い、新しい「お客様カード」を発行します。(契約者ID(利用者番号)、確認用パスワードが変更となります)

7. 番号等の管理

- (1) 番号等は、お客様の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。
また、ログインパスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
- (2) 番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。
- (3) 本サービスの利用について、誤った番号等の入力当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、再開手続きは当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座(以下「サービス利用口座」といいます)を、申込書により当金庫宛に届け出てください。
- (2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (3) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。
- (4) 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座に限りです。
- (5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。
- (6) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたらうは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認が終了した後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はお客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものと、当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消し、変更はできないものとします。

第4条 振込取引

1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる振込取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日(以下「指定日」といいます)に、お客様の指定するサービス利用口座(以下「支払指定口座」といいます)よりお客様の指定する金額を引き落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます)に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。
なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。
- (2) 支払指定口座と入金指定口座が同一本支店内でかつ同一名義の場合は「振替」として取り扱います。支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。
- (3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額または振替金額、当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- (4) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定、貯蓄預金規定、定期性総合口座取引規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (5) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。
なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、別途、当金庫所定の組戻手続きにより処理します。
- (6) お客様が登録している入金指定口座につき、合併等による金融機関名、支店名の変更が生じた場合、その入金指定口座の情報をお客様が端末により変更してください。

2. 取引の不成立

以下の場合には、お客様からの依頼に基づく取引は不成立となります。また、この場合は、当金庫はお客様に対して特に通知しませんので、次項の定めに従ってお客様ご自身で取引の成否を確認してください。この取扱いにより、当金庫に手数料、費用等の損害が生じた場合にはすべてお客様の負担とします。また、この取扱いにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当金庫の責に帰すべき場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

- (1) 振込または振替時に、振込金額または振替金額、当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。
- (2) 支払指定口座が解約済のとき。
- (3) ご契約先から支払指定口座について支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
- (4) 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。
- (5) 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (6) その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

3. 取引内容の確認

振込の取引後は、お客様は本サービスの口座情報の照会で、必ず取引内容を確認してください。振込予約の場合は、予約取引後に口座情報の照会で必ず取引内容を確認し、振込日当日に出入金明細照会に基づき取引の成否を必ず確認してください。また、適宜、普通預金通帳または貯蓄預金通帳への記入により取引内容を照合してください。万一取引内容、残高に疑義がある場合、直ちにその旨を当金庫に連絡して

ください。

4. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を指定日とします。

ただし、振込・振替依頼日当日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います。入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または受付日が当金庫あるいは金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

5. 依頼内容の変更・組戻し

(1) 振込取引において、指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の①および②の訂正の手続により取り扱える場合があります。

ただし、振込先の金融機関・本支店名または振込金額を変更する場合には、本項(2)に規定する組戻し手続きによります。

① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座の届出印により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取り扱える場合があります。

① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座の届出印により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③ 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。

現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書を届出印により記名押印のうえ、提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(3) 前(1)(2)の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、原則訂正または組戻しはできません。

この場合には、お客様と受取人との間で協議してください。

(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影(または署名)と届出印(または署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

(6) 本項に定める依頼内容の訂正・組戻し手続きを行った場合、本条1項(1)の振込手数料および消費税は返還しません。

(7) 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税を本条1項(4)と同じ方法によりお支払いいただきます。

6. ご利用限度額

(1) 当金庫は、振替、振込それぞれについて1件あたりの上限金額、1日(基準は「午前零時」)あたりの上限金額を設けます。なお、この上限金額はお客様に通知することなく、変更することがあります。

(2) お客様は、振替、振込それぞれについて、前号に基づき定められた1件あたりの上限金額および1日(基準は「午前零時」)あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができます。

(3) 上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第5条 照会サービス

1. 取引の内容

お客様の指定するサービス利用口座について、残高、入出金明細等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限りです。

2. 照会後の取消し、変更

お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消しを行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. 当金庫が照会サービスについて一般的に利用される回数を超えて不必要に照会サービスを利用されたと判断したときは、その不必要と判断した照会サービスに対して生じた実費相当額の手数料及び消費税をいただき、本契約を解約することとします。

本項にもとづき生じる手数料および消費税は、普通預金規定、定期性総合口座取引規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出を受けることなしに代表口座より引き落とします。

また、本契約は、当金庫が解約の通知を届出住所あてに発信したときに、お客様への通知の到達いかんにかかわらず通知が到達したものとして解約します。

第6条 通知サービス

1. 取引の内容

お客様がサービス利用口座として登録された口座につき、入出金取引等が発生した際に、お客様の指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせします。

2. 送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。

なお、照会サービスにより確認されなかったことにより生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第7条 税金・各種料金払込みサービス

1. 取引の内容

(1) 税金・各種料金払込みサービス(以下「料金払込みサービス」といいます)とは、当金庫が国・地方公共団体・会社など(以下「収納機関」といいます)の金銭の収納、その他金銭にかかる事務を行う業務において、収納機関に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引き落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払込むことができるサービスをいいます。

(2) 料金払込みサービスの1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に通知することなく変更する場合があります。

(3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第4条における振込取引と同様の取扱いとします。

(4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。

(5) 当金庫は、お客様に対し払込みに係る領収書を発行いたしません。

(6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。

(7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

2. 利用の停止・取消し等

(1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。

(2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。

(3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

第8条 資金移動ロック取引

1. 取引の内容

- (1) 当金庫所定の方法によるお客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた振込等の利用を停止するために「ロック実行」を設定し、または利用停止を解除するために「一時ロック解除」または「ロック解除」を設定することができます。
- (2) 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた「振込」と「税金・各種料金払込みサービス」（以下あわせて「停止対象取引」といいます）の利用を停止します。
- (3) 本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、停止対象取引の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または停止対象取引を完了することにより、自動的に停止状態に設定し、停止対象取引の利用を停止します。

2. 障害時の対応

当金庫は、通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、停止対象取引を利用可能とするために必要に応じて、当金庫の判断によりお客様の設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。

第9条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により届け出るものとします。また、お客様が、当金庫へ届出したメールアドレスを変更した際は、直ちに所定の方法で変更手続きを行うものとします。

この届出や変更手続の前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第10条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第11条 お客様に関する情報の取扱い

当金庫とお客様との取引に関する情報及び本サービスの申込の際にご提供いただいた情報（氏名、住所、生年月日、性別等の情報）は、当金庫と本サービスを運営する（株）しんきん情報システムセンターとで共有させていただきます。

第12条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

第13条 免責事項等

1. 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

2. 通信経路における安全対策

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、お客様の責任において確保してください。

当金庫は、当契約により端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

4. 郵送上の事故

当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者が「お客様カード」の裏面記載の契約者ID（利用者番号）または確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

第14条 パスワードの盗取等による不正な振込等

1. 補償の要件

お客様の番号等の盗取等により行われた不正な振込等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該振込等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) お客様が本サービスによる不正な振込等の被害に気付かれた後、当金庫に遅滞なくご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客様から十分なご説明をいただいていること。
- (3) お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な振込等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な振込等に係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。

ただし、当該振込等が行われたことについて、お客様に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

3. 適用の制限

前2項の定めは、番号等が盗取等された日（盗取等された日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に第1項に係る当金庫への通知が行われた場合、または番号等の盗取等に通常の注意義務をもってするならば気づくべき時点において気づかなかった結果、第1項に係る当金庫への通知が遅れた場合には、適用されないものとします。

4. 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- (1) 不正な振込等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ① お客様の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - ② お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な振込等が行われた場合。

5. 損害賠償等がされた場合等の調整

- (1) 当金庫が第2項に定める補償を行う場合、不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます。）について、お客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補償は行わないものとします。また、お客様が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (2) 当金庫が第2項により補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。

当金庫が第2項により補償を行った時は、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、盗取されたログインパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第15条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約いたします。

3. サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスは解約いたします。

4. サービスの強制解約

お客様に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫が解約の通知を届出住所あてに発信したときにお客様への通知の到着のいかんにかかわらず通知が到達したものとして解約します。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
 - (2) 各種パスワードの不正使用があったとき、本サービスを不正利用したとき。
 - (3) 利用手数料その他の諸手数料の支払いが遅延したとき。
 - (4) 「お客様カード」が郵便不着等で返却されたとき。
 - (5) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。
 - (6) 支払の停止または破産、民事再生の手続きの開始の申し立てがあったとき。
 - (7) 相続の開始があったとき。
 - (8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - (9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
 - (10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。
5. 本サービスの契約が解約により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。
6. お客様による取引の中止
- お客様は、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止(以下「IB取引中止」といいます)することができます。IB取引中止をした場合は次のとおり取り扱います。なお、IB取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失わないものとします。
- (1) IB取引中止後は、お客様は本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
 - (2) 本サービスを再開する場合は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。
 - (3) IB取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。

第16条 通知等の連絡先

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着したまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第17条 規定等の適用

本規定に定めない事項については、各サービス口座に係る普通預金規定、貯蓄預金規定、定期性総合口座取引規定、振込規定により取り扱います。

第18条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第19条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第20条 機密保持

お客様は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第21条 準拠法・管轄

本契約および本サービスの準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第22条 譲渡・買入・貸与の禁止

本契約に基づくお客様の権利・義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・買入・貸与等することができません。

第23条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を終了することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上

**〈にっしん〉 個人向けインターネットバンキングサービス
ワンタイムパスワードサービス利用追加規定**

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、〈にっしん〉 個人向けインターネットバンキングの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、〈にっしん〉 個人向けインターネットバンキングを契約のお客様に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンは「ソフトウェアトークン」を利用するものとします。

(1) ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方をいい、お客様はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」、「確認用パスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」および「確認用パスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手續きに基づき、当金庫が当該手續きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

1. 本サービスの利用開始後は、〈にっしん〉 個人向けインターネットバンキングの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID（利用者番号）およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様は契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID（利用者番号）、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。
2. 前記1. にかかわらず、契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前記1. の認証のほか、当金庫が確認用パスワードを確認し、当金庫が認識した確認用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの有効期限

1. ソフトウェアトークンにワンタイムパスワードの利用期限はありません。
2. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. お客様は、ソフトウェアトークンをインストールした端末を失ったとき、トークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。
2. 前記1. の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。この場合、お客様は当金庫から再発行手續完了の連絡があり次第、ソフトウェアトークンのアプリを端末にダウンロードするものとします。
3. 前記1. によりトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条の利用開始登録を行うものとします。

第7条 利用料

1. 本サービスの利用手数料は無料とします。
2. 当金庫は本サービス利用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

第8条 免責事項等

1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとします。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
3. 前記1. および2. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手續を行うものとします。

第10条 譲渡・質入等の禁止等

お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末のみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の適用

本契約に定めのない事項については、〈にっしん〉 個人向けインターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定により取り扱います。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。